

「気づこう！防ごう！高齢者虐待」～全6回シリーズ～

高齢者虐待は年々増加しており、平成29年度には全国で1万7千件を超える高齢者虐待が発生しています。そして、四万十市でも高齢者虐待に関する相談が毎年寄せられています。

第1回「高齢者虐待ってなに？ “虐待”はどうして起こる？」

高齢者の世話をする家族や親族、同居人または高齢者施設職員などによる高齢者虐待は、以下の5種類に分類されています。

身体的虐待

暴力によって、身体を傷つける、外部との接触をわざと遮断し続ける、といった行為。

ネグレクト

食事や水分を与えない、病院に通わせないなどして、高齢者を劣悪な環境のまま放置する行為。

心理的虐待

威圧的な言葉や態度で脅しや侮辱を与える、無視をするなど、精神的な苦痛を与える行為。

性的虐待

本人を辱める性的な行為をする、わいせつな行為を強要する、といった行為。

経済的虐待

必要な金銭を渡さない、本人の金銭や財産を勝手に使う、といった行為。

※これらの行為が複合して行われているケースもあります。

虐待の発生要因として考えられること

【被虐待者の要因】

- ・認知機能の低下（自分の要望をうまく伝えられない）
- ・身体が十分に動かない（排泄の失敗が多いなど）
- ・認知症による記憶や会話の障害、徘徊、せん妄等の症状
- ・精神障害や知的障害等



【虐待者の要因】

- ・介護疲れやストレス
- ・障害や病気による影響
- ・介護に関する知識不足
- ・経済的に困っている



【環境の要因】

- ・介護者以外の親族が介護に無理解、非協力
- ・介護サービスの量や内容が不足している
- ・近隣とのつきあいが少なく、社会から孤立している



高齢者虐待の背景には様々な要因があります。介護者の“自分がやらなくてはならない”という責任感や介護疲れなどから虐待が始まってしまうことも少なくありません。介護が長期化している場合は、特に周囲の配慮や手助けが必要です。介護保険サービス等の利用を通じて、高齢者だけでなく、介護者を支援することも大切です。

虐待かもしれない…相談したい…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）

～第2回 これって“虐待”？～

「虐待」という言葉を聞くと、「悪意を持って行う、酷い行為」を想像しがちですが、実際は、虐待者側に虐待をしている自覚がなく、その行為をささいなことと捉えていることも少なくありません。しかし、こうした虐待行為が日常化していくことで、生命に関わる虐待へと発展してしまうこともあります。

例えば、こんな気持ちから、虐待に繋がる可能性があります。

「これはしつけ ですから…」

虐待

- 良いことと悪いことを分かってもらうために、叩いたりつねったりする
- 言うことをきかないので怒鳴ったり、ののしったりする
- おもらしをした罰に下着を脱がせて放置する

「どうせなにも 分からないんだし…」

虐待

- 子ども扱いする
- 言っても分からないだろうと、臭い・汚い・役立たず等と言う
- 人前で下半身を隠すことなくおむつ交換する
- 訴えがないので食事を最低限しか与えない、入浴をさせない

「介護がこれ以上大変 になっても困る…」

虐待

- おもらししないように、水分はあまり飲ませないようにすることがある
- 落ちたら怖いので、ベッドに縛り付けたり、柵などでベッドから出られないようにしたりする
- 過剰に薬を与えて動きにくくさせる

「家族のお金だから自 分のことに使っても…」

虐待

- 本人の財産を無断で売却したり、使ったりする
- 日常生活に必要なお金を渡していない
- 病院へ連れて行くことを制限したり、必要な介護サービスを受けさせないようにしたりする

「この人のためにやっているのだから」「自分は頑張って介護をしているからこのくらいは仕方ない」という思いが高齢者虐待に繋がることもあります。介護者は一度冷静になれる環境を作り、地域包括支援センター等の相談機関で客観的なアドバイスを受けることも大切です。また高齢者は、虐待行為に傷ついていてもその事実を隠そうとすることがあり、周囲にやっと助けを求めた時には危機的な状況に陥っていることもあります。こうした状況を防ぐためには、周囲ができるだけ早く高齢者と介護者の SOS に気付き、地域包括支援センターや各種相談機関に繋げることが大切です。



虐待かもしれない…相談したい…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）

～ 第3回 こんな様子に心当たりはありませんか？ ～

高齢者虐待は、深刻な状態に至るまでに何らかのサインを周囲に発しています。周囲が早い段階でそのサインに気づき、相談や声かけなど、高齢者・介護者が「一人で抱え込まない」関わりをしていくことが大切です。また、「高齢者虐待防止法」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市役所や警察等、虐待対応機関に通報することが義務付けられています。「緊急性があるかどうか分からない」「虐待の証拠がない」という状況でも、高齢者虐待と「思われる」場合には地域包括支援センターにご相談ください。

下記のサインを参考にして、「気づき」の視野を広げましょう。



	気づきのポイント	考えられる状況
高齢者の発するサイン	●体に不自然な傷やアザがあり、その理由について、説明がしどろもどろでつじつまが合わない。	身体的虐待の可能性があります。高齢者は介護者をかばってアザの理由や事実を話さないこともあります。
	●声かけをしても表情が乏しい。あきらめ、投げやりな態度、過度なおびえがみられる。	なんらかの理由で高齢者が心理的に追い込まれ不安定になっている可能性があります。家庭での暴言や暴力がその原因になっていることもあります。
	●身体からかなりの異臭がしている、衣服が汚れたままになっている。	本人が清潔を保てない常態になっていたり、介護者が世話の放棄・放任をしていることが予測されます。
家族・介護者が発するサイン	●高齢者を介護している様子が乱暴にみえる。 ●家の中から家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる。	介護が上手くいかないことに大声が出たり、乱暴な扱いをしてしまったりすることがあります。これらは毎日のことになると常態化してしまい、介護者が気づかないうちにエスカレートしてしまうこともあります。
	●高齢者に面会させようとしない。福祉・保健・介護関係の担当者を避ける。	高齢者に対して無関心で世話・介護を放棄していたり、高齢者の重篤な状態を隠そうとしていることも予測されます。

(※サインはあくまでも虐待の疑い、可能性を示すものです。サインだけでは虐待の有無は断定できません。)

虐待かもしれない…相談したい…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）



～ 第4回 介護負担を減らすためにできること ①まず「認知症」を知ろう ～

認知症は様々な症状が出現するため、知識が不十分だと認知症による言動を理解できず、介護者が精神的に追い込まれ虐待に繋がってしまうことがあります。介護者と周囲の援助者が認知症について正しく知ること、認知症の様々な症状に落ち着いて対処することが可能となり、介護にかかる負担も軽減されます。

認知症ってなに？

認知症は脳が委縮したり血管が詰まったりすることで脳の知的機能が低下して、日常生活に支障をきたす状態のことを言います。



うまく状況を理解できないために、人によっては落ち着かず眠れなくなったり、イライラしたり徘徊したりする人もいます。

対応のポイント

①まずは受診から

認知症は原因となる病気を治すことによって改善することもあります。まずは主治医に相談しましょう。

②「どうせ本人は何も分からないから」は間違い

認知症の人は、現状を理解できない不安やストレスと闘っています。周りから見れば不可解な言動や行動も、そうした本人の不安の表れと言えます。

③3つの「ない」を大切に

認知症の方と接する時には、『驚かせない』『急がせない』『プライドを傷つけない』ことに配慮しましょう。できるだけ本人のペースに合わせる心の余裕が必要です。

認知症の介護は一人で背負わず、いろいろなサービスや制度を利用して、自分のための「ゆとり」をもつことも大切です。

認知症や介護のことで相談したい…虐待かもしれない…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）

～ 第5回 介護負担を減らすためにできること ②各種サービスを活用する～

介護に伴う負担によって、介護者が身体的にも精神的にも追いつめられ、虐待に至ってしまうことがあります。介護負担を少しでも軽減するために活用できる主な福祉サービスや制度等についてご紹介します。

例えばこんな時	活用できる福祉サービス等
介護の手助けが欲しい 余暇の時間が欲しい	【介護保険制度】 ヘルパーによる入浴介助や、家族が病気や不在時等に高齢者が短期間宿泊できるショートステイ、歩行器の貸与など、多様なサービスがあります。
親が認知症で金銭管理 ができず困っている	【成年後見制度】 家庭裁判所が認めた「成年後見人」が、認知症など判断能力の不十分な方に代わって契約や財産管理を行い、生活を支える制度です。
認知症の症状のこと について相談したい	【認知症疾患医療センター】 四万十市では「渡川病院」が指定を受け相談を受けています。 ケースによっては地域包括支援センターとも連携し、対応にあたります。

介護保険サービスや成年後見制度の利用には手続きが必要です。また、ご相談の内容によっては上記以外にも利用できる制度や、公的機関以外の支援もあります。詳しくは地域包括支援センターまでご相談ください。



介護のことで相談したい…虐待かもしれない…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）

～第6回(最終回) 認知症高齢者とその家族を支えるための取り組み～

認知症介護による高齢者虐待を予防するためには、介護者の心に余裕があること、介護者だけでなく周囲の人にも認知症を正しく理解すること、認知症の専門的なケアを学び症状を少しでも緩和することが重要です。これらの予防策に関連した、認知症介護を支援するための取り組みをご紹介します。

<p>介護者が 想いを語ろう</p> <p>認知症家族の会 「たんぽぽの会」</p>	<p>認知症を取り巻く介護の悩みや自分の気持ちを話し、みんなで共有する場です。参加者は介護を終えた方、現在介護中の方など、顔ぶれは様々。2カ月に1回座談会を行い活動しています。現在はゆったりとした雰囲気の中で語り、地域の方とも交流できる場として「ふれあいカフェたんぽぽ」の活動も行っています。</p>
<p>認知症を 正しく理解する</p> <p>「認知症・サポーター」養成講座</p>	<p>認知症についての正しい知識を身に付けた地域の応援者「認知症サポーター」を養成していく取り組みです。認知症についての研修を受けた「キャラバン・メイト」が主体となって、小・中学校、企業、地域の集会所等で、認知症の基礎知識や予防のための生活習慣などについて講話を行っています。</p>
<p>認知症ケアを 身に付ける</p> <p>認知症重度化 予防実践塾</p>	<p>認知症ケアの基礎を学び、講師からの助言をもとに家庭や職場で認知症ケアを実践、その実践結果に対して再度助言を受けることを繰り返す、その名のとおり「実践型」の学習会です。4回のコースで開催され、施設等の専門職だけでなく、家族介護者も参加し、認知症の症状改善に取り組んでいます。</p>

上記の取り組みに関する詳細や、その他分からないことがあれば、
地域包括支援センターまでお問い合わせください。
介護のことで相談したい…虐待かもしれない…と思ったら

地域包括支援センターへご相談ください。相談は無料、秘密厳守で対応します。

中村地域：34-0170（夜間、土日、休日の連絡先：34-0170）

西土佐地域：52-1000（夜間、土日、休日の連絡先：52-1111）

